

電力の取引における公正な競争の促進に関する法律案 概要

目的

電気の安定供給の確保、電気の小売に係る料金の最大限の抑制並びに電気の利用者の選択の機会の拡大及び電気事業における事業機会の拡大のための電気事業に係る制度の抜本的な改革が行われてきたにもかかわらず、電力の取引における公正な競争が確保されていないことに鑑み、電力の取引における公正な競争の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民経済の健全な発展と国民生活の安定に寄与すること

基本理念①

電気事業における事業支配力の集中の解消

現状

- ✓ 一般送配電事業者等について、発電事業者及び小売電気事業者との法的分離が行われているが、所有権分離は採用されていない。
- ✓ 今般の旧一般電気事業者による新電力顧客情報の不正閲覧の事案により、法的分離では不十分であることが明らかになった。

法的分離：兼業を禁止し別会社化すること。
所有権分離：法的分離に加えて資本関係も遮断すること。

一般送配電事業者等と発電事業者等との間の資本関係の解消

○一般送配電事業者・送電事業者と発電事業者・小売電気事業者・特定卸供給事業者との間の資本関係の解消についての検討及びその結果に基づいた必要な措置
【所有権分離に向けた検討】

現状

- ✓ 発電事業と小売事業の間は、法的分離も行われていない。
- ✓ このため、旧一般電気事業者が発電した電力の卸取引において、グループ内外の取引条件の公平性に疑問が持たれている。

一定規模以上の発電事業者に対する小売電気事業との兼業制限等

○一定規模以上の発電事業者が小売電気事業を営むことを禁止
【兼業禁止】
○一定規模以上の発電事業者と小売電気事業者との間の資本関係の解消についての検討及びその結果に基づいた必要な措置
【所有権分離に向けた検討】

基本理念②

電力の取引の監視
電力の取引に係る不当な行為等の規制の機能強化

現状

- ✓ 電力・ガス取引監視等委員会は、経済産業省からの独立性が不十分で、電気事業者に対する監督権限も不十分（勧告どまり）。
- ✓ 電力の取引に係る公正取引委員会の人員等の体制が不十分。
- ✓ 一般送配電事業者の禁止行為に対する罰則が間接罰となっており罰金額も低いなど電力の取引に係る不当な行為等に対する罰則が不十分。

電力の取引の監視の機能の強化等

○電力・ガス取引監視等委員会の「三条委員会」への改組、人的体制の充実強化等
○公正取引委員会の人的体制の充実強化等
○一般送配電事業者の禁止行為等についての罰則に関する規定の整備

施行期日

公布日から施行